

地下官人家の家政について——六角流中原氏に見る——

今井泰子

はじめに

「中世における地下官人」というと、まず思い浮かべるのは、本郷恵子氏の一連の研究によって活写された、公家政権の文書行政や儀式、経済を、実務の面から支え、担った人々というイメージだろう<sup>(1)</sup>。

中世地下官人の研究がぐんと深化するそもそのきっかけとなったのは、佐藤進一氏が提起されたいわゆる「官司請負制」概念であつた<sup>(2)</sup>。これまで多くの研究でとりあげられ、今さらくり返すまでもないけれども、簡単にまとめるならばそれは、ポスト律令国家、すなわち王朝国家に見られる国家体制の特質を抽出したことはであり、官司領の私領化を前提として、特定の氏族が特定の官職を世襲的に請負経営するという、中世中央官司の運営形態を意味している。そこではとりわけ外記局・弁官局の実務部門の長官、すなわち地下官人の代表格たる局務・官務のあり方が、その典型として大きくクローズアップされており、以後、中世地下官人の研究は、この「官司請負制」概念の検討を軸に深化してきたといつても過言ではない。

佐藤氏が、官職の私領化を否定する後醍醐天皇の建武新政によって「官司請負制」は打破されたとし、それ以後については言及されなかつたこと、また、特定氏族によって請け負われたとされた個別官司の内部

構造についてもほとんど言及されなかつたことから、それらの検討が行われ、精緻な考察が重ねられ<sup>(3)</sup>、現在では、遠藤珠紀氏が総括されるように、局務・官務のもとに長官職が掌握されていた官司ですら、かならずしも佐藤氏の指摘するような「請負」は貫徹されていなかった、という見解にまで至っている<sup>(4)</sup>。

さて、こうして見てくると、地下官人をめぐるこれまでの研究の大きな流れは、中世国家もしくは公家政権のあり方に直結する、いわばマクロの視点からのアプローチにあるといえるだろう。これに対して、本稿では、彼らがどのようにして日々の生活を成り立たせていたのか、というミクロの視点からの考察を試みてみたいと思う。

公家社会に属する人々にとつて、中世とは、官職を軸に個々の家の存在意義が問われる時代であつたと同時に、大きく転換する社会の中で、もつとプリミティブに、生き抜く手腕そのものが問われた時代でもあつたと思う。たとえば、中世も時代が下るにつれて、菅原正子氏が考察されたように、公家の家業が、朝廷に奉仕するための技術から独り歩きを始め、より即物的な技術・知識——言い換えるならば稼業——としてクローズアップされてくるのも、そのためであろう<sup>(5)</sup>。

こうした、「個々の家の生き抜く手腕」を考えると、彼らの生活の面を抜きにして論じることではできない。もちろん、「生活」と一口にいっ

でも、問題は多岐にわたる。にもかかわらず、それらを物語ってくれる史料には限りがあり、そう簡単な作業ではないのだが、ここでは、比較的文章に恵まれている、『師守記』を手がかりに、その記主が属する局務家六角流中原氏の家の切り盛り、すなわち家政についてさぐっていくことにする。

なお、本来ならば、「中世的家とは何か」という点をしっかりとふまえたうえで使用すべき言葉であるけれども、『師守記』の記主である中原師守が、父師右を、そして父の没後は兄師茂を、一貫して「家君」とよびつづけていることも考えあわせ、本稿では以下、便宜上、六角流中原氏を、六角家と表記することをおこわりしておく<sup>(6)</sup>。では、さっそく考察に移ることにしよう。

一 家政を支えた人々

1 風炉の結番表から

六角家の家政については、すでに玉井力氏の分析がある<sup>(7)</sup>。氏は、その家務運営の中心となった人々を大別して、①家長たる「家君」の一族の人々、②青侍とよばれる非血縁の家司的な人々、の二つのグループに分けられる、とされたうえで、①は家君が局務に就任した暁には六位外記に就任しうる立場にある人々であり、②は主家一族の弟子という位置づけにあり、所領の収取を実質的に掌っていたこと、また、①・②ともに家君による強い主従制的統制下にあったこと、などを指摘されている。ただし、氏の考察の主眼は、局務（大外記）とその弟子にあたる門生の関係性を指摘するところにあり、家政そのものに視点をすえるならば、もう少しくわしく見る余地も残されているように思う。

そこで、まず注目したいのがつぎの史料である。<sup>(8)</sup>（傍線は筆者。）

御風炉結番次第事		毎度木料式 <sup>□</sup>
十月十日政所	廿日左衛門大夫入道	晦日 <sup>b</sup> 左衛門 <sup>□</sup> <sup>(太郎カ)</sup>
十一月十日政所	廿日覚照房	晦日 <sup>c</sup> 大炊允
十二月十日政所	廿日阿闍梨御房	晦日 <sup>ハ</sup> 頭殿
正月十日政所	廿日外記殿	晦日 <sup>d</sup> 大式房
二月十日政所	廿日内々御方	晦日 <sup>e</sup> 新左衛門
三月十日政所	廿日主計権助殿	晦日 <sup>f</sup> 主税 <sup>□</sup>
四月十日政所	廿日左衛門大夫入道	晦日 <sup>b</sup> 左衛門 <sup>□</sup> <sup>(太郎カ)</sup>
五月十日政所	廿日頭殿	晦日 <sup>d</sup> 大式房 <sup>(外記殿カ)</sup>

「結番」とは見慣れないことばだが、内容からわかるとおり、月三度の風炉のために当番のローテーションを組み、一覧として示したものである。以下、この史料を風炉の結番表とよぶことにしよう。

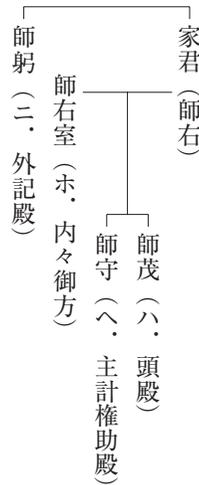
風炉といえは、当時は娯楽的要素を多分に含んでおり、レジャーという側面もあつたかと思うが、<sup>(9)</sup>ここ六角家では、自前の風炉を備えており、当番の者が木料、つまり燃料代として銭二連（二〇〇文）を出すことになつていた<sup>(10)</sup>。実際には、途中で亡くなる人もあり、必ずしもこの結番表のとおりに整然と風炉がたてられていたわけではないけれども、この表が作成された暦応二年（北一三三九）十月から、風炉が壊れてしまう貞治二年（北一三六三）の年末まで、基本的にはこのような持ちまわり形式で風炉がたてられていたと考えられる。<sup>(11)</sup>いわば、六角家に関わる者に課された負担ととらえることができるだろう。さらに史料に目を転じると、なかには二巡目を勤めている者がいることに気づく。この点から考えると、ここに名を連ねている人々こそが、当時の六角家の経済活動、ひいては家政の中核をなした人々ととらえることができる。

2 一族と青侍

では、その構成員にはどのような人物がいるのだろうか。毎月十日を割りあてられている「政所」についてはのちほど考察するとして、玉井氏の分類<sup>12)</sup>にならいつつ腑分けしてみると、点線を付したグループと実線を付したグループに分けることができる。

まず、点線を付したグループは、女性や法体の人物が含まれている点  
に注意しなければならないが、玉井氏の分類の①、すなわちときの家君  
たる師右の一族の者たちが中心となっている。俗人についてはその続柄  
は明らかで、いま家君との関係を系図で示すならばつぎようになる。

【六角家略系図】



問題として残るのは、法体のイ・覚照房・ロ・阿闍梨御房である。まず、  
ロ・阿闍梨御房からさきにとりあげると、僧名を俊慶<sup>14)</sup>といい、没後、六  
角家の盆行事で霊供が備えられるなどしていることから、六角家の一族  
と考えられる。彼は、六角家配下にある大炊寮領撰津国六車御稻の収納  
に直接たずさわっており、そのため、撰津国との往来が頻繁に見受けら  
れる<sup>17)</sup>。また、公卿層に属する三条実音と「文友」であったことから、と  
きには、そのコネを利用して大炊寮領にまつわる訴訟が六角家に有利に  
展開するよう一役買ったりと、六角家のために尽力していたことがうか  
がわれる人物である。

つぎに、イ・覚照房だが、彼は、現存する『師守記』ではかなり早い  
段階からその名が追跡できなくなり、阿闍梨御房以上に謎の多い人物で

ある。ただ、つぎの史料から、師守たちが「君達 (公達)」に准じる扱  
いをしていたことがうかがわれる。<sup>19)</sup> (波線は筆者。)

今日年始一種物也、幸甚々々、君達等非「其衆」、覚照房許也、阿  
闍梨房在国之間、其分先衆中秘「計之」、大式房分無沙汰、上洛之  
時可レ有「問答」云々、

ここで話題になっているのは、六角家でひらかれる年始の一種物 (参  
加者が費用を出し合って催される宴会) で、波線部は、「君達は其衆で  
はないのだが、覚照房だけは其衆である。」と解釈することができら  
る。 「君達 (公達)」とは、「一般に身分の高いものの子女。」とされ、  
ここでは、さきほどの系図で示した、師茂・師守・師躬ら、つまり、血  
縁的に見て家君に近い俗人男性をまとめて表現した言葉と考えられる。<sup>21)</sup>

君達は「其衆」、つまり費用負担者ではない、といいつつも、覚照房だ  
けは「其衆」になっている、と付け加えているのは、師守が覚照房を自  
分たちのグループに属する人間ととらえていたことの表れではないだろ  
うか。そう考えると、彼もまた六角家の一族に連なる者だったととらえ  
て差しつかえないと思われる。

では、ふたたび風炉の結番表に戻って、つぎに実線を付したグループ  
について見ていこう。このグループは、玉井氏の分類の②、すなわち青  
侍と呼ばれる人々である。各自さまざまな役割を担っており、その業務  
内容は、ざっと拾いあげるだけでも、六角家の管理する所領の預所とし  
てときには現地を運ぶなどして年貢の収納を行ったり、六角家で行  
われる神事・仏事を含む各種イベントの奉行を行ったり、そのための物  
品調達を行ったりと、多岐にわたる。しかし、子細に見てみると、それ  
ぞれに専門とする分野があったようである。煩雑になることを恐れずに  
列挙すれば、次のようになる。

a. 左衛門大夫入道 (友阿) …六角家青侍中の最長老であり、その意見<sup>22)</sup>

は、一族の人々にも無視できないものがあつた。<sup>(23)</sup> 預所等として管轄している所領も多く、そのためか、家中の宴会等の手配を多く手がけている。<sup>(24)</sup>

b. 左衛門太郎入道(善覚)：訴訟の折に雑掌として活躍する場面が多く見受けられ、とくに武家の奉行人層の人々との交流が目立つ。<sup>(26)</sup> また、後年、「納所」のメンバーに加えられている。<sup>(27)</sup>

c. 大炊允(惟宗家国、のち法名頼惠)：仏事関係で奉行となる場面が多く、家君師右の逝去にまつわる仏事では、僧に対する控飯の奉行を行っている。<sup>(28)</sup><sup>(29)</sup>

d. 大式房(範増)：六角家の支配下にある大炊寮領北山科御稻の収納文書を自宅に保管しており、<sup>(30)</sup> 当地の収納の管理を任されていたことがわかる。

e. 新左衛門(清原国兼)：大炊寮年預。<sup>(31)</sup> また、師右が穀倉院別当を兼任していた都合から、穀倉院の院掌も兼帯している。<sup>(32)</sup>

f. 主税允(清原国継)：大炊寮目代。<sup>(33)</sup> 六角家あるいは大炊寮の神事に奉仕する場面が多い。「所司」を兼任していた。<sup>(34)</sup><sup>(35)</sup>

訴訟となると、特殊な技術が必要とされるだろうが、家中で催されるイベントの奉行については、各自が管轄する所領に課された役割とも関連があるように思われる。紙幅の都合もあり、ここでひとつひとつを詳細にとりあげることではできないが、その可能性を指摘しておきたい。

ところで、こうして個別にその活動を見ると、彼らは単なる烏合の衆だったととれかねないが、けっしてそうではない。つぎの史料を見てみよう。<sup>(37)</sup>

今日田井保公文良成賜<sup>二</sup>安堵御下文<sup>一</sup>、任料十貫文致<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>、申次一貫文也、<sup>取之</sup>其外青侍中五連致<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>、<sup>明日</sup>青侍中一瓶事、再三雖<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>子細<sup>一</sup>、青侍抑<sup>二</sup>留御下文<sup>一</sup>、令<sup>二</sup>問答<sup>一</sup>之間、致<sup>二</sup>沙

汰<sup>二</sup>了<sup>一</sup>、

康永四年(北一三四五)二月の師右の死去にともない、息の師茂が家君となった、その代替わりにまつわる出来事である。大炊寮領若狭国田井保の公文職安堵にあたり、安堵を受ける良成は、六角家に十貫文、申次の師守に一貫文を納めたのだが、さらに青侍たちから、五連納めなければ安堵の御下文を交付しないとの実力行使を受けている。再三しぶりながらも、御下文が手に入らないのでは、安堵してもらおう意味もなく、結局、良成は翌日さらに五連を納める羽目になっている。<sup>(38)</sup> 納入された五連は、その日のうちに、六角家出居での宴会で消費されてしまっているが、この一件から、彼らが六角家のもと、「青侍中」としてある程度の集団意識を持つて存在していたことがうかがわれる。

### 3 政所

さて、最後におさえておきたいのが「政所」である。公家社会での「政所」と聞いてまず思い浮かべるのは、往時の摂関家に見られるような、多数の職員をかかえた家政機関だろう。あるいは、中世後期の摂関家に見られるような、前代の遺物として、下級の家政職員のもとにわずかに留められた名称だろうか。<sup>(39)</sup>

しかし、ここでとりあげる政所は、立派な家政機関にも、下級の家政職員にもあてはまらない。では、いったい何なのか。みたび風炉の結番表に戻って考えてみよう。当然そこに名を連ねているはずでありながら、その名が見えていないこと。また、ほかの人々とちがいで、毎月負担していること。これらを考え合わせるならば、当時の家君である師右がその実体だったと考えるのが自然であろう。それはつぎの史料からもうかがうことができる。<sup>(40)</sup>

今日有<sup>二</sup>風呂<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>一献<sup>一</sup>、自家君御沙汰政所御沙汰也、幸甚々々、

まだ、結番が決められる以前の話だが、師守がうっかり書き損じている部分に、その真相が隠されているように思う。家君その人が支出の主体として登場するときに「政所」という表現が使用されているのである。いわば、「家君の財布」とでもとらえられるものが、ここでいう「政所」だったのである。

ただし、「家君の財布」とはいつても、家君が単独で握っていたと考えるのは早計で、その背後には、組織とまではいかないまでも、ある程度の管財人集団が存在していたと思われる。その片鱗を読み取れるのが、七月十五日に行われる「政所霊供」である。つぎの史料を見てみよう。<sup>(41)</sup>

政所霊供、目代国継宅用意、<sup>(十二前也)</sup> 其外二親霊供被<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>之云々、

政所霊供の内容は、残念ながら不明とせざるをえないのだが、七月十五日という日付から考えても、盆行事の一環として、六角家の祖先の霊を迎え入れるためのものであったことは間違いない。それが、風炉の結番にも名を連ねていた青侍、大炊寮目代清原国継の自宅で行われている点は注目される。彼が政所を切り盛りする立場にある人物だったとらえてさしつかえないだろう。<sup>(42)</sup>

また、後年ではあるけれども、目代は自動的に「納所」のメンバーになることが決められていた。<sup>(43)</sup> この「納所」については、『師守記』のなかにはほとんど関連記事が残されておらず、ここからは推論の域とせざるをえないのだが、あるいは、目代の擁する政所の下部組織ではなかっただろうか。<sup>(44)</sup> 前節の国継の説明でも触れたが、彼は「所司」を兼ねていたとされている。所司には、「貴族の家などの雑務をつかさどる者。また、世話役。」という意味があるが、六角家においては、この政所・納所の責任者という意味で使われた役職名ではなかっただろうか。『師守記』のなかにそれを物語る記事はないけれども、いずれにしても、目代が家君の財布を管理していたことがここに表われていると考えられる。

なお、大炊寮目代については、章を改めて考察することにしよう。

すこし話を広げすぎたが、以上、六角家の家政の中核は、政所(家君)・一族の人々、つまり主家の人々と、主家に仕える青侍から構成されていることを確認してきた。では、つぎに大炊寮と大炊寮目代に視点を移して、六角家の家政の内情を考察してゆくことにしよう。

## 二 六角家の家政の内側

### 1 六角家と大炊寮

大炊寮とは、元來、諸国の春米・雑穀および諸司に分給する食料の事を掌った官司であり、<sup>(46)</sup> 保延三年(一一三七)以来、六角流中原氏がその長官である大炊頭を相伝してきた。<sup>(47)</sup> 『師守記』の時代においても、朝廷に対して「殿上熟食米」や「神今食料足」などを進上しており、大炊寮が果たすべき務めは根強く存在しつづけた。<sup>(48)</sup>

このため、大炊寮は、長らく内廷的経済の要として、「官司請負制」の典型例ととらえられてきた。<sup>(49)</sup> しかし最近、遠藤珠紀氏により、その大炊寮にあつても、鎌倉中期には、官職上の長官である「寮頭」と知行者として実権を握る「寮務」の分離が生じていること(「知行官司制」)、また、本稿で扱っている南北朝期についても、寮頭師茂と大炊寮にポストを持たない師守の兄弟間で権益の分割が行われていることなどが指摘され、その実態は、かならずしも「官司」を「請負」うような状態、すなわち、ひとつの統合された組織、<sup>(50)</sup> 完結した組織として機能するような状態にはなかったことが明らかにされた。

六角家の所領の大半は大炊寮領の御稲田であり、<sup>(51)</sup> 大炊寮の経営と六角家の経営が分かちがたく融合していたことは漠然と理解されてきたけれども、この遠藤氏の研究をふまえるならば、朝廷への奉仕の資としてのみではない、六角家の「家産」としての大炊寮という側面から、その具

体像をとらえる作業も必要となってくる。ここで、つぎのふたつの史料を見くらべてみよう。

①今日寮歩射如<sup>レ</sup>例、自<sup>二</sup>寮家<sup>一</sup>鳥目一連・粽一抱・和布五丸、納所出如<sup>レ</sup>例、各<sup>三</sup>二十文<sup>二</sup>、

②今日歩射如<sup>レ</sup>例、依<sup>レ</sup>雨擁<sup>レ</sup>笠、自<sup>二</sup>納所<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>一瓶料<sup>一</sup>連、於寮使<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>政所<sup>一</sup>一連・粽一抱・和布五丸、今年未到之問 去年也

①は『師守記』の康永元年（北一三四二）五月五日条、②は同じく康永三年（北一三四四）五月五日条で、毎年五月五日に行われる大炊寮の歩射に関する記事である。このふたつの記事で、寮使に与えられている物品から判断すると、寮家と第一章でも考察した政所は、実質的に同じものだと考えることができよう。

また、第一章の青侍を列挙した部分からも確認できるように、大炊寮には目代と年預のふたつのポストが併存している。それはすでに周知の事実となっているが、この政所との関わりから両者を比較してみると、欠員の生じた目代のポストに、窮余の策として年預の立場にある人物が抜擢されることはあっても、年預そのものが、さきに見た目代のように政所に直接関与する場面は見うけられない。そこで本章では、大炊寮、とくに大炊寮目代の周辺に着目し、六角家の家政の内側をさぐってゆくことにしたい。

## 2 青侍友阿

大炊寮目代について考えるにあたって、ここでは、さきほど風炉の結番表に登場した青侍のひとり、友阿に注目してみたい。『師守記』を見るかぎり、彼が大炊寮目代であったことを直接示してくれる記事はない。しかし、六角家での彼の活動には、かなり気になる点がある。たとえば、局務の地位を象徴する内印を宿所で預かっていたり、当時、大炊寮が朝

廷に対して負っていた役割の中でも欠かすことのできない、殿上熟食米の米を宿所で預かり、その出納をつかさどっていたり、その活動は他の青侍にくらべ、かなり目立っている。康永四年（北一三四五）の時点で、自らを「凡先烈之時、数輩門葉、比肩寓直、其中不肖之短士独残、已仕三四代之家君<sup>一</sup>、漸傾<sup>二</sup>七旬之暮齡<sup>一</sup>」と語っており、すでに七十を数える高齢であったことがわかるが、たんなる青侍の年長者というだけではとらえきれない活躍ぶりにも思える。彼はいったい何者なのだろうか。もう少し掘り下げて見ていこう。

彼の出自については、息女が「清原氏女」と称されていることから、清原姓であったことが判明するけれども、不明な点が多い。ただ、その断片が垣間見える史料は残されている。彼が自らの死期を察してしたためた、「故友阿讓状」とよばれるつぎの史料を見てみよう。<sup>(58)</sup>

撰津国富田御稻仕女職事

故右衛門尉貞直買<sup>二</sup>取代<sup>一</sup>寮家御下文以下証文等<sup>一</sup>、多年領<sup>二</sup>知之<sup>一</sup>、後渡<sup>二</sup>故妙<sup>一</sup>一畢、然者由緒相伝地也、初若母<sup>并</sup>勘解由小路御方半分宛可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>知行<sup>一</sup>、供御役毎月五斗<sup>内御斗</sup>・一斗<sup>斗官</sup>主水方御粥料、此外御強物・平野祭供神物<sup>檢取分</sup>少々在<sup>レ</sup>之、寮役ハ雖<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>其數<sup>一</sup>、近年地下河成<sup>并</sup>芥田河一族以下押領後、自<sup>二</sup>貞直之時<sup>一</sup>有<sup>二</sup>御免<sup>一</sup>、但正月毘沙門講三百文・小舍人所酒肴百文ハ、年始公事沙汰進者也、兼又此後分内用途三貫文可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>沙汰下<sup>一</sup>、和泉女房一衣料、如<sup>二</sup>存日<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>也、且此趣可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>申<sup>一</sup>入寮家<sup>二</sup>、各友阿息女也、何不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>垂<sup>二</sup>御哀憐<sup>一</sup>哉、仍染<sup>二</sup>筆<sup>一</sup>了、但女姓事面々一命之後者、如<sup>レ</sup>元可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>返<sup>二</sup>付相直跡<sup>一</sup>、

觀<sup>北三五〇</sup>応元年七月十八日

沙弥友阿<sup>判</sup>

本文冒頭の「故右衛門尉貞直」を父祖に持ち、本文末の「相直」を子孫（亡き子息であろうか）に持つと考えるならば、友阿の俗名は「直」

であった可能性が高い。また、ここで話題とされている富田御稻仕女職の相伝の由緒が、「代々寮家御下文以下証文等」を買い取ったところを求められている点は、この友阿の家系が金銭のやりくりに長けていたことを物語っているといえよう。その金銭感覚は、娘にも引きつがれており、ここで友阿から譲りを受けている「初若母」と「勘解由小路御方」のうち、「初若母」(のちの堯心房)は、六角家に対して金銭を融通している。<sup>(59)</sup>なお、『師守記』を見るかぎり、この二人の娘以外に後継者と思しき人物は確認できず、「相直跡」の活動の場合は、六角家の外にあったようである。

また、つぎの史料を見てみよう。<sup>(60)</sup>

今日於<sup>三</sup>千代宿所<sup>一</sup>、御霊供六前備<sup>レ</sup>之、先例十二前也、先々富田御稻小俵、河内郡松武分到来之時、以<sup>二</sup>彼料足<sup>一</sup>備<sup>レ</sup>之、而近年未到之間、故友阿・国尚以<sup>二</sup>別忠<sup>一</sup>半分備<sup>レ</sup>之、仍千代追<sup>二</sup>父祖跡<sup>一</sup>、如<sup>レ</sup>形備<sup>レ</sup>之、

史料後半に、故友阿とともに名があげられている国尚は、国継の後に大炊寮目代を務めた清原国尚で、ここで霊供を備えている千代の父親にあたる。その国尚が、前年の貞治二年(北一三六三)年末に横死してしまつたため、<sup>(61)</sup>その跡を息である千代が継ぎ、目代になつた。ここで千代が奉仕しているのは、第一章にも出てきた「政所霊供」である。その目代宅で行われる政所霊供の先例として、友阿の名が見られるということはずなわち、友阿がかつて目代だつたことを示しているのではないだろうか。

そう考えると、たとえば殿上熟食米を彼が自分の宿所で預かっていたのは、かつて目代のときに負っていた職務がそのまま彼の手許に留保されていたためととらえることができる。<sup>(62)</sup>そして、その背景には、あの「故友阿讓状」に垣間見えた友阿一族の財力があつたのかもしれない。

殿上熟食米は、現地からの収納が思うにまかせず、朝廷側でも問題となつて<sup>(63)</sup>いる。友阿の持つ財力がこの問題の解決に必要とされていたのではないだろうか。

ところで、余談とはなるが、さきほどの「故友阿讓状」が作成されたのは、史料上にもあるように観応元年(北一三五〇)七月十八日のことである。それにもかかわらず、その文書が寮頭の師茂と弟師守の目につれたのは、貞治三年(北一三六四)四月のこと<sup>(64)</sup>で、じつに十四年近い年月が経過している。この年月は何を物語っているのだろうか。

この疑問については、その前年末に横死した目代の清原国尚が「不<sup>二</sup>宛付<sup>一</sup>及<sup>二</sup>多年<sup>一</sup>」<sup>(65)</sup>んだことが、その原因だと友阿の娘のうちの一人が語っている。この相続を認めれば、それ相応の安堵料も得られるだろうに、国尚はなぜこの相続を認めようとしなかったのだろうか。大炊寮領であるにもかかわらず、相伝の私領として扱っていることに疑問を感じたのであろうか。あるいは、すでに目代を退いているにもかかわらず、六角家内・大炊寮に隠然と力を持ち続ける友阿と国尚の間に、目代をめぐって何らかのわだかまりがあつたと見るのは穿ちすぎであらうか。

### 3 目代の空洞化

こうして見てくると、この時期、目代のあり方には変化が起きているということがいえそうである。たとえば、さきほど登場した目代の千代だが、目代を名乗るにしては、女性なのか、あるいはまだ子供なのかも区別がつかない。

ただ、『師守記』を見ると、千代が目代になつた貞治三年(北一三六四)四月十九日の数日後に、「目代国村」という人物が姿をあらわす。この国村も清原国尚の息ということがわかるので、千代とは清原国村の<sup>(67)</sup>童名、あるいは愛称だつたとすることができる。実際、同年八月三日、

家君師茂が光嚴院の院御所、伏見院に参候するのだが、そのおりに付き従った青侍の中に、「采女佑国村童形」と書き記されている。<sup>(68)</sup>大炊寮目代の相伝化傾向についてはすでに指摘があるが、<sup>(69)</sup>こうして童形の目代が出現する段階に至ったのである。

しかし、この国村にとって、目代の地位は重すぎたのであろう。彼は目代就任から半年後、六角家中を退出し、美濃国の住人武藤某につき従って美濃へ下向してしまう。<sup>(70)</sup>その後、大炊寮目代に就任したのは、第一章で風炉の結番表に名を連ねていた大炊寮年預清原国兼の息であり、当時大炊寮年預を務めていた清原延兼であった。<sup>(71)</sup>だが、彼も間もなく姿を消す。

短命な目代二人のあとに目代として確認されるのは、貞治五年（北一三六六）の中原国弘なる人物である。しかし、この国弘の地位も長くは続かなかった。つぎの史料を見てみよう。<sup>(72)</sup>

今日法皇寺長老来臨、——中略——又被<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>助教殿・彈正左衛門尉国弘問事<sub>一</sub>、過言実否、音博士師興翻<sub>二</sub>熊野牛王裏<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>誓文<sub>一</sub>之間、如<sub>二</sub>誓文<sub>一</sub>者無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>遁欺、仍被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>参仕<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>状於国弘許<sub>一</sub>、——後略——

これは、翌年貞治六年八月の出来事である。目代国弘が、家君の子息であり師守の娘婿でもある師秀に対して「過言」を発したか否かということが事の発端なのだが、そこに家君の大叔父にあたる法皇寺長老が乗り出し、はては過言を発したとの証言をする者が、熊野牛王の裏を翻して誓文を書くという騒動にまで発展している。ここまでの騒ぎになってしまつては、どうすることもできず、家君は国弘の参仕を止めている。

国弘が師秀に対して発したとされる「過言」の内容は残念ながら不明であり、両者のあいだの悪感情の原因が、国弘の側の分をわきまえない態度にあったのか、あるいは師秀の側の過剰反応にあったのかを知るこ

とはできないけれども、ただ、かつて風炉の結番を組んでいた頃の六角家家中にながれていた一種の連帯感とは、明らかに異なる空気がそこに流れていたことは確かであろう。

この一件に対して師守は、その日記に「件国弘、当時寮目代并所司也、弥寮中無<sub>レ</sub>人、為<sub>二</sub>之如何<sub>一</sub>、」と書き綴っている。<sup>(73)</sup>六角家の家政にとつて欠くことのできなかつたはずの目代も、つぎからつぎへと交代をよぎなくされ、その内実を失いつつあつた。

おわりに

それでは、その後、六角家の家政はどこへむかつてゆくのだろうか。その点をながめつつ、むすびとしたい。

今日坑飯、為<sub>二</sub>富田仕女之役<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>然近年寮家公事諸事不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、正如又 銭七百元・米三斗政所、汰<sub>一</sub>、仍申<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>之間、政所沙汰也、<sup>(74)</sup>これは、家君だつた師右の二七日仏事でのひとコマである。富田仕女といえ、第二章で見た「故友阿讓状」のごとく、この当時友阿が相伝していた所領である。四人の家君、しかも師右にいたつては三十年の長きにわたつて仕え続けた友阿ではあるが、その彼をしても、「近年は寮家の公事諸事は沙汰してない」との理由で、坑飯の費用を出すことを拒んでいる。

鎌倉末期から南北朝期にかけて、中原氏という一族から六角家という家が形成されているまさにその時期に、<sup>(75)</sup>その足もとの大炊寮領は、六角家の家政をささえる立場の人々の手によって、もはや、六角家の自由に行けるものではなくなりつつあつたのである。

さらに、友阿の没後には、金融業者の覚阿なる人物が顔を出すようになる。つぎの史料を見てみよう。<sup>(76)</sup>

今日北山科御稻供御米檢<sub>二</sub>納<sub>一</sub>之、予知行地也、申<sub>二</sub>付善覚<sub>一</sub>、納<sub>二</sub>

公用錢主覚阿許<sup>一</sup>、三倉小路宿所十一石二斗余少々未進、覚阿納分出<sup>二</sup>請取<sup>一</sup>、酒直<sup>二</sup>連予下<sup>二</sup>知之<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>覚阿宿所<sup>一</sup>、如<sup>レ</sup>形賜<sup>三</sup>酒於供御人等<sup>二</sup>云々、返抄如<sup>レ</sup>例書賜<sup>レ</sup>之、幸甚々々

北山科御稲は、師右の没後師守に譲与され、その後師守が知行していたのだが、そこから進納された米は、そのまま「公用銭主」の覚阿のもとに納められたとある。「公用」の実体が何であったかをわかに明らかにすることはできないが、家君に対して納めるものか、あるいは、朝廷に対して大炊寮役として納めるものであったらどう。いずれにしても、師守個人の懐に入るものではなく、六角家もしくは大炊寮寮家としての六角家の活動に関わるものであったことは間違いない。その公用として納めるべき金を、師守は覚阿に肩代わりしてもらい、北山科御稲の米を覚阿に対する返済に充てているのである。

このような状況は、師守にかぎったことではなく、次世代の師秀にも見られる。六角家を切り回すための糧は、もはやかつてのように六角家家中の人々によってもたらされるのではなく、プロの金融業者によってもたらされるようになっていったのである。

近年、遠藤珠紀氏は、大炊寮の米穀売買課役が、明徳四年（一二三三）と永享十年（一四三八）の室町殿の儀礼を契機に確立されたと指摘されている。<sup>(7)</sup>これは、西大路流中原氏のもとで成立した酒麴役に比べると、かなり遅い成立であり、遠藤氏は、その原因を、大炊寮では南北朝期まで寮領（御稲田）がある程度保持されていた点に求めておられる。あるいは、このような師守・師秀の眼差しの延長線上に、こうした商業課役への志向が浮上してくるのかもしれない。

いずれにしても、こうして六角家の家政は新たなステップへと踏み出していくことになったのである。

〔註〕

(1) 本郷恵子氏『中世公家政権の研究』（東京大学出版会、一九八八年）第一部第一章（初出「中世前期における下級官人の動向について」〈石井進氏編『中世の人と政治』〈吉川弘文館、一九八八年〉〉、同書第一部第二章（初出「中世前期の朝廷財政について」〈『史学雑誌』一〇一—四、一九九二年〉）、同第二部。

(2) 佐藤進一氏『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）。

(3) その数は多く、ここで全ての研究を挙げることはできないが、たとえば、桜井英治氏「三つの修理職—非官司請負制の体系と天皇支配（遙かなる中世）八、一九八七年）、今正秀氏「平安中・後期から鎌倉期における官司運営の特質—内蔵寮を中心に」〈『史学雑誌』九九—一、一九九〇年）、市沢哲氏「鎌倉後期公家政権の構造と展開—建武新政への一展望」〈『日本史研究』三五五、一九九二年）、本郷恵子氏前掲（一）著書第二部第二章、遠藤珠紀氏①『中世朝廷の官司制度』（吉川弘文館、二〇一一年）第一部第三章（初出「官務家・局務家の分立と官司請負制度—中世前期における朝廷運営の変質—」〈『史学雑誌』一一一—三、二〇〇二年〉）、②同著書第一部第五章、③「中世朝廷の運営構造と経済基盤」〈『歴史学研究』八七二、二〇一〇年〉。など。

(4) 遠藤氏前掲（3）②論文、③論文。

(5) たとえば、菅原正子氏『中世公家の経済と文化』（吉川弘文館、一九九八年）第三部第一章。

(6) この問題について、遠藤珠紀氏は、前掲（3）①論文において、1.中原氏一族全体で行う祖先祭祀（吉田八講）の中絶、2.家産としての文庫の確立、3.家産継承にあたっての儀式の形成、という観点から、本稿であつた時期を含む師頭・師古・師右・師茂師守兄弟の時期を、「中世的家」の確立へと向かう時期ととらえておられる。

(7) 玉井力氏「官司請負制—中世後期下級官人にみる官司請負制の展開—」〈『朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす3 天武・後白河・後醍醐 王権の変貌』〈朝日新聞社、一九九四年〉）。

(8) 『師守記』暦応二年（北一三三九）十月二十五日条〜三十日条紙背（藤

井貞文氏・小林花子氏校訂『史料纂集 師守記』(統群書類従完成会)、以下、『師守記』はすべて同様。なお、本稿では引用にあたり、原則として常用字を使用した。本史料下部の欠損箇所については、東京大学史料編纂所所蔵写真帳『師守記』(国立国会図書館支部上野図書館原蔵、請求記号六一七三一九一)を参照した。

- (9) たとえば、鶴崎裕雄氏「風呂と寄合の文化」(中世公家日記研究会編『戦国期公家社会の諸様相』(和泉書院、一九九二年))。
- (10) 『師守記』暦応二年(北一三三九)十月二十日条。
- (11) 『師守記』貞治二年(北一三六三)十二月二十八日条。その後、風炉が修理されることはなく、「湯奉行」が奉仕する行水となった。
- (12) 玉井氏前掲(7)論文。
- (13) 小林花子氏「師守周囲の中原家の人々」(『師守記』解題)。
- (14) たとえば、『師守記』暦応四年(北一三四一)三月七日条に「少納言阿闍梨俊慶」と見える。
- (15) たとえば、『師守記』貞治三年(北一三六四)七月十五日条、同六年(北一三六七)七月十五日条。
- (16) たとえば、『師守記』暦応二年(北一三三九)十二月十九日条。
- (17) たとえば、『師守記』暦応二年(北一三三九)十二月十九日条、同四年(北一三四一)正月二十九日条。
- (18) 『師守記』康永四年(北一三四五)三月十二日条。
- (19) 『師守記』暦応三年(北一三四〇)正月二十二日条
- (20) 『日本国語大辞典 第二版』(小学館)「きんだち【公達・君達】」の項⑤。
- (21) たとえば、『師守記』康永四年(北一三四五)三月十八日条、同廿五日条。
- (22) 後掲(56)。
- (23) たとえば、『師守記』康永四年(北一三四五)四月二十七日条、同五月三日条。
- (24) たとえば、『師守記』暦応二年(北一三三九)九月九日条、同三年正月一日条、同二日条、同三月三日条、康永四年(北一三四五)三月十一日

条。

- (25) たとえば、『師守記』暦応二年(北一三三九)八月廿九日条紙背、同四年三月十八日条、貞治二年(北一三六三)二月二日条、同五月十一日条。
- (26) たとえば、『師守記』康永三年(北一三四四)八月六日条紙背。
- (27) 『師守記』貞和元年(北一三四五)十一月一日条。
- (28) たとえば、『師守記』康永四年(北一三四五)二月十二日条、貞和元年(北一三四五)十月十日条、貞治六年(北一三六七)五月十五日条。
- (29) たとえば、『師守記』康永四年(北一三四五)二月十二日条、同十九日条、同二十六日条。
- (30) 『師守記』康永四年(北一三四五)五月十五日条。
- (31) 『師守記』暦応三年(北一三四〇)正月九日条。
- (32) 『師守記』暦応二年(北一三三九)十二月一日条、貞治六年(北一三六七)四月二十八日条、二十九日条紙背。
- (33) 『師守記』暦応三年(北一三四〇)正月九日条。
- (34) たとえば、『師守記』康永元年(北一三四二)六月二十九日条、貞和三年(北一三四七)四月十九日条、同十一月三十日条。
- (35) 『師守記』貞和五年(北一三四九)閏六月三十日条。
- (36) たとえば、正月三箇日に六角家で催される侍酒肴(出居酒肴)には、大炊寮領河内国若江御稻・河内御稻などが充てられており、その管理者である友阿が沙汰をすることになっていた。(『師守記』康永三年(北一三四四)正月一日条、同三日条。)なお、その所領を管理する者が、その所領に課された役を務めなければならないという論理については、たとえば、桜井氏前掲(3)論文で指摘されている。
- (37) 『師守記』康永四年(北一三四五)五月一日条。
- (38) 『師守記』康永四年(北一三四五)五月二日条。
- (39) たとえば、湯川敏治氏「戦国期公家日記にみる家政職員の実態」(『ヒストリア』二二〇、一九八八年)、菅原氏前掲(5)著書第一部第三章。
- (40) 『師守記』暦応二年(北一三三九)八月三日条。
- (41) 『師守記』貞和五年(北一三四九)七月十五日条。
- (42) ただし、本文中でも述べているように、目代が政所そのものを体現し

- ているわけではない。たとえば、紫野今宮祭で、政所から進上することになってきた御幣と膝布を、家君が服喪中で憚りがあるとして、目代が肩代わりしている事例が見受けられる。『師守記』康永四年（北一三四五）五月九日条。）
- (43) 『師守記』貞治三年（北一三六四）九月二日条。
- (44) 目代がその配下に納所を擁していたことが垣間見える例としては、当時目代が不在だったため、その取り分である竈神米を五人の「惣納所」で支配した例（『師守記』貞治六年（北一三六七）九月十三日条）をあげておきたい。
- (45) 『日本国語大辞典 第二版』（小学館）「しよし【所司】」の項④。
- (46) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「大炊寮」の項。
- (47) 遠藤氏前掲（3）②論文。
- (48) たとえば、『師守記』暦応二年（北一三三九）七月二十六日条、貞治六年（北一三六七）六月八日条。
- (49) たとえば、中原俊章氏『中世王権と支配構造』（吉川弘文館、二〇〇五年）第一部第四章（初出『中世公家と地下官人』（吉川弘文館、一九八七年）、第三の二の補足改訂）。
- (50) 遠藤氏前掲（3）②論文、③論文。
- (51) 橋本義彦氏「大炊寮領について」（同氏『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館、一九七六年）、初出『日本歴史』二九四（一九七二年））
- (52) 橋本氏前掲（51）論文。
- (53) 大炊寮年預が大炊寮目代へ異動した例は、管見のかぎり二件。ひとつは清原延兼の例（『師守記』貞治二年（北一三六三）二月十七日条、同四年四月十四日条）。もうひとつは源国隆の例（『師守記』貞治四年四月十七日条、同七年正月四日条、同十一日条）。
- (54) 『師守記』康永四年（北一三四五）二月二十三日条。
- (55) たとえば、『師守記』貞和元年（北一三四五）十月十六日条、同十七日条、同三年二月十九日条、同五年二月六日条紙背、同三月三日条紙背など。
- (56) 『師守記』康永四年（北一三四五）三月十一日条、友阿諷誦文写。
- (57) 『師守記』貞治三年（北一三六四）六月十七日条。
- (58) 『師守記』貞治三年（北一三六四）四月二十一日条。
- (59) 『師守記』貞治元年（北一三六二）十月八日条、同九日条、同二十三日条、同二十五日条。
- (60) 『師守記』貞治三年（北一三六四）七月十五日条。
- (61) 『師守記』貞治二年（北一三六三）十二月二十九日条。
- (62) なお、友阿没後しばらくしてではあるが、時の目代清原国村が殿上熟食米のことにかかわっていたことがうかがえる。（『師守記』貞治三年（北一三六四）七月二十三日条紙背、清原国村消息。）
- (63) たとえば、『師守記』暦応二年（北一三三九）七月二十六日条。
- (64) 前掲（58）。
- (65) 『師守記』貞治三年（北一三六四）四月十七日条。
- (66) 『師守記』貞治三年（北一三六四）四月十九日条、同二十七日条。
- (67) 『師守記』貞治元年（北一三六二）十二月九日条。
- (68) 『師守記』貞治三年（北一三六四）八月三日条。
- (69) 遠藤氏前掲（3）②論文。
- (70) 『師守記』貞治四年（北一三六五）四月十三日条。
- (71) 『師守記』貞治四年（北一三六五）四月十四日条。
- (72) 『師守記』貞治六年（北一三六七）八月十五日条。
- (73) 前掲（72）。
- (74) 『師守記』康永四年（北一三四五）二月十九日条。
- (75) 遠藤氏前掲（3）①論文。
- (76) 『師守記』貞治元年（北一三六二）十一月四日条。
- (77) 『師守記』貞治五年（北一三六六）十一月十日条。
- (78) 遠藤氏前掲（3）③論文。